



建設工事に伴う騒音振動対策技術指針の 改正について（通知）

技術基準の種類：環境建設副産物
通知日：昭和62年4月6日

部内各課長殿
部内各地方機関の長殿
（中国横断自動車道用地事務所は除く）

受管188号
昭和62年4月6日

土木部長

建設工事に伴う騒音振動対策技術指針の
改正について（通知）

このことについて、建設大臣官房技術審議官から別
添写しのとおり通知がありましたので、工事の設計、
積算及び監督に当り、適用してください。
また、請負業者等にも指導方お願いします。

建設省経機発第57号の2
昭和62年3月30日

鳥取県知事殿

建設大臣官房技術審議官

建設工事に伴う騒音振動対策技術指針の改正について

標記について、別添のとおり建設工事に伴う騒音振動対策技術指針（昭和51
年3月2日付建設省機発第54号）を改正したので、参考とされたい。

（別添 技術指針）